

Press Release

2021年6月17日

ヤーマン株式会社の類似商品に関する意匠権侵害訴訟提起について

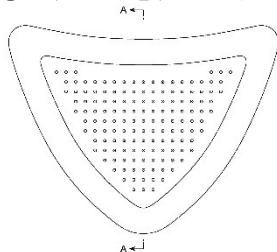
当社は、ヤーマン株式会社（以下、「ヤーマン社」）を被告として、ヤーマン社による意匠権侵害商品の販売の差止め、意匠権侵害商品の廃棄、及び損害賠償金 110,000,000 円の支払い等を求め、本日、東京地方裁判所に訴訟を提起いたしました。

当社は、本件の訴状において、当社の登録意匠（登録番号：第 1657009 号）に類似するマイクロニードル化粧品「メディリフトマイクロフィラーアイ」をヤーマン社が販売している行為が、当社が保有している意匠権を侵害する等と主張し、意匠法に基づいて、当該行為の差止め及び損害賠償等を求めています。

当社は、「競合・模倣対策室」を設置しており、当社及び他社の知的財産権を尊重し、公正な競争環境において事業活動を推進しております。今後も、同対策室を中心として、当社の知的財産権の侵害又は公正な競争環境を害する行為に対しては、必要に応じて法的措置を含む適切な対応を行ってまいります。

【ご参考】

①当社登録意匠の正面図



②当社商品の写真



③ヤーマン社商品の写真



以上

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

株式会社北の達人コーポレーション 競合・模倣対策室
電話番号：050-2018-7864（部署直通）